

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第20号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条の6の10中「22万円」を「24万円」に改める。

第17条第1項中「6月」を「7月」に改める。

第19条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改め、同条第3項中「22万円」を「24万円」に改める。

第19条の4第3項及び第7項中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第2項第2号を次のように改める。

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

第24条第2項第2号を次のように改める。

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。